

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法			法令番号	昭和26年法律第45号			
手続名	社会福祉法人の解散の認可又は認定			根拠条項	第46条第2項			
審査基準	平成12年12月1日付け児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う							
	受付機関	こども家庭課	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	標準処理期間 標準経由期間	目次 No.
						一日 一日		